

「住民税均等割のみ課税世帯への給付金」(10万円/世帯)のご案内

- 日高町住民税均等割のみ課税世帯への給付金(1世帯あたり10万円)は、電力・食料品等の価格高騰による負担軽減を図るため、臨時的な措置として支援する給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

給付金の支給額

1世帯あたり10万円

申請期限

令和6年5月15日(水)

給付金の支給時期

日高町が確認書を受理した日から4週間後が目安です。

支給対象となる世帯

令和5年12月1日時点で日高町に住民登録のある世帯のうち
世帯全員の令和5年度「**住民税所得割が非課税**」の世帯

※日高町価格高騰緊急支援給付金(追加給付)の給付対象世帯は対象となりません。

※世帯の全員が住民税均等割が課税されている他の扶養親族等の扶養を受けている世帯は対象外となります。

給付金の支給手続き

- 対象となる世帯には、確認書を送付しています。中身を確認して、期日までに日高町に返信してください。
- 世帯の全員が住民税均等割が課税されている他の扶養親族等の扶養を受けている世帯は対象外となりますので「確認書」の提出は不要です。
- 修正申告等により均等割のみ課税世帯となった場合は申請が必要です。

給付金に関する「**振り込め詐欺**」や「**個人情報の詐取**」にご注意ください!

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

日高町役場高齢者福祉課 01456-2-6561
日高総合支所地域住民課 01457-6-3173
受付時間 平日 8:30~17:15